

商標評審規則

(1995年11月2日に国家工商行政管理总局令第37号公布;2002年9月17日に国家工商行政管理総局令第3号により第一次改訂;2005年9月26日に国家工商行政管理総局令第20号により第二次改訂;2014年5月28日国家工商行政管理総局令第65号により第三次改訂)

第一章 総則

第1条 商標評審手続を標準化するために、『中華人民共和国商標法』(以下「商標法」という)及び『中華人民共和国商標法実施条例』(以下「実施条例」という)の規定に基づき、本規則を制定する。

第2条 商標法及び実施条例の規定に基づき、国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下「商標評審委員会」という)は、下記の商標評審事件の処理を担当する。

(1)国家工商行政管理総局商標局(以下「商標局」という)の商標登録出願拒絶査定に不服があり、商標法第34条の規定に基づき再審を請求する事件;

(2)商標局の登録拒絶決定に不服があり、商標法第35条第3項の規定に基づき再審を請求する事件;

(3)既に登録された商標に対する商標法第44条第1項、第45条第1項の規定に基づき無効宣告の請求をする事件;

(4)商標局の登録商標無効宣告決定に不服があり、商標法第44条第2項の規定に基づき再審を請求する事件;

(5)商標局の登録商標取消決定或いは登録拒絶決定に不服があり、商標法第54条の規定に基づき再審を請求する事件。

商標評審手続において、前項第(1)号にいう再審請求商標を「出願商標」と総称し、第(2)号にいう再審請求商標を「被異議商標」と、第(3)号にいう無効宣告請求商標を「係争商標」と、第(4)、第(5)号にいう再審請求商標を「再審商標」と総称する。本規則において、前記商標はいずれも「評審商標」と総称する。

第3条 当事者が商標評審活動に参加する場合、書面の形式又は電子文書で手続きすることができる。

電子文書で手続きする場合の具体的な方法は、商標

評審委員会が別に定める。

第4条 商標評審委員会は商標評審事件について書面審理を行う。但し、実施条例第60条の規定に基づき口頭審理を行うと決定した場合はこの限りではない。口頭審理の具体的な方法は、商標評審委員会が別に定める。

第5条 商標評審委員会が商標法、実施条例及び本規則により決定及び裁定を下す場合、書面の方法或いは電子文書の方式で関係当事者に通達するとともに、理由を説明しなければならない。

第6条 本規則に別途規定される場合を除き、商標評審委員会による商標評審事件の審理は合議制で行い、3名上の奇数人数の商標審判官から構成される合議体で審理を行う。

合議体の事件審理は多数決の原則に従う。

第7条 当事者又は利害関係人が実施条例第7条の規定に基づき、審判官の忌避を求める場合、書面の方法で手続きするとともに理由を説明しなければならない。

第8条 商標評審期間に、当事者は法に基づき自らの商標権及び商標評審の関連権利を処分する権利を有する。社会公共利益、第三者の権利に損害を与えないことを前提に、当事者間で自ら又は調停を経て書面による方法で和解することができる。

当事者が和解に合意した事件について、商標評審委員会は結審することができるほか、決定又は裁定を下すこともできる。

第9条 商標評審事件の共同申請人及び共有商標の当事者が商標評審事項を手続きする場合、商標実施条例第16条第1項の規定により代表人を1名確定しなければならない。

代表者の評審への参加行為は、その代表する当事

者に対して効力を生ずる。但し、代表者の変更、評審請求の放棄、或いは相手方当事者の評審請求を承認する場合、代表される当事者からの書面による受任がなければならない。

商標評審委員会の書類が代表者に送達されなければならない。

第 10 条 外国人或いは外国企業は商標評審事項を手続きをする場合、中国に恒常的な住所又は営業所がある場合、法に基づき設立された商標代理機構に委託することもできれば、直接手続きをすることもできる。中国に恒常的な住所又は営業所がない場合、法に基づき設立された商標代理機構に手続きを委託しなければならない。

第 11 条 代理権限に変更が生じる、代理関係が解除される又は代理人が変更される場合、当事者は速やかに書面にて商標評審委員会に通知しなければならない。

第 12 条 当事者及びその代理人は、その事件に関連する資料の閲覧を申請することができる。

第二章 請求と受理

第 13 条 商標評審を請求する場合、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 請求人が合法的主体資格を有すること;
- (2) 法定期限内に提出すること;
- (3) 商標評審委員会の評審範囲に属すること;
- (4) 法に基づき規定を満たす請求書及び関連資料を提出すること;
- (5) 明確な評審請求、事実、理由と法的根拠があること;
- (6) 法に基づき評審費用を納付すること。

第 14 条 商標評審を請求する場合、商標評審委員会に請求書を提出しなければならない。被請求人がいる場合、被請求人数に応じた部数の副本を提出しなければならない。評審の商標に譲渡、移転、変更があり、商標局に申請したが未だ公告を許可されていない場合、当事者は相応の証明文書を提出しなければならない。商標局の決定書に再審請求する場合、商標局の決定書も同時に添付しなければならない。

第 15 条 請求書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 請求人の名称、連絡先住所、連絡担当者と電話番号。評審請求に被請求人がいる場合、被請求人の名称、住所を明記しなければならない。商標代理機構に商標評審事項の手続きを委託する場合、商標代理機構の名称、住所、連絡担当者及び電話番号も明記しなければならない;

(2) 評審商標及びその出願番号或いは初級査定番号、登録番号とその商標を掲載した『商標公告』の号数;

(3) 明確な評審請求とその根拠となる事実、理由及び法的根拠。

第 16 条 商標評審請求が本規則第 13 条第 (1)、(2)、(3)、(6) 号に規定される条件のいずれかを満たさない場合、商標評審委員会はこれを受理せず、書面で請求人に通知するとともに、その理由を説明する。

第 17 条 商標評審請求が本規則第 13 条第 (4)、(5) 号に規定される条件のいずれかを満たさない、或いは実施条例と本規則の規定に従い関係証明書類を提出していない、或いは補正を要するその他の事情がある場合、商標評審委員会は請求人に補正通知を送付しなければならない。請求人は補正通知の受領日から 30 日以内に補正しなければならない。

補正後も規定を満たさない場合、商標評審委員会はそれを受理せず、書面で請求人に通知するとともに、その理由を説明する。所定期間内に補正しなかった場合、実施条例第 57 条の規定に基づき、請求人は評審請求を取下げたとみなし、商標評審委員会は書面にて請求人に通知しなければならない。

第 18 条 商標評審請求が審査を経て受理条件を満たす場合、商標評審委員会は 30 日以内に請求人に「受理通知書」を発送しなければならない。

第 19 条 商標評審委員会が既に受理した商標評審請求が次の各号のいずれかに該当する場合、受理条件を満たさないことに属するので、実施条例第 57 条の規定に基づき却下しなければならない。

(1) 実施条例第 62 条の規定に違反し、請求人が商標

評審請求を取下げ後、また同一の事実と理由で評審請求を再度提出した場合；

(2)実施条例第62条の規定に違反し、商標評審委員会が既に下した裁定又は決定について、同一の事実又は理由をもって評審請求を再度提出する場合。

(3)受理条件を満たさないその他の場合。

登録拒絶査定再審手続を経て登録査定がなされた商標に対し登録商標の無効宣告請求した場合、前項第(2)号に規定する制限を受けない。

商標評審委員会は、商標評審請求を却下する場合、書面で請求人に通知するとともに、その理由を説明しなければならない。

第20条 当事者が評審に参加する場合、相手方当事者の人数に応じた部数の請求書、答弁書、意見書、質疑検証及び証拠資料副本を提出しなければならない。副本の内容は正本の内容と同一でなければならない。前記要件を満たさず、補正後も要件を満たさない場合、本規則第17条第2項の規定より評審請求を受理しない、或いは関連資料を提出していないものと見做す。

第21条 評審請求に被請求人がある場合、商標評審委員会は受理後、速やかに請求書副本及び関係証拠資料を被請求人に送達しなければならない。被請求人は請求資料の受領日から30日以内に、商標評審委員会に答弁書及びその副本を提出しなければならない。所定期限内に答弁しない場合、商標評審委員会の評審に影響を及ぼさない。

商標評審委員会が商標局の登録拒絶決定の再審事件を審理する場合、原異議申立人に参加、意見を提出することを通知しなければならない。原異議申立人は請求資料の受領日から30日以内に、商標評審委員会に意見書及びその副本を提出しなければならない。所定期限内に答弁のない場合でも、商標評審委員会の評審に影響を及ぼさない。

第22条 被請求人が答弁に参加及び原異議申立人が登録拒絶再審手続に参加する場合、合法的主体資格を有していなければならない。

商標評審答弁書、意見書及び関係証拠資料は、規

定の書式と要件が記入され、提出されなければならない。

第2項の規定を満たさない或いは補正を要するその他の事情がある場合、商標評審委員会は被請求人或いは原異議申立人に補正通知を発送する。被請求人或いは原異議申立人は補正通知の受領日から30日以内に補正しなければならない。補正後も規定を満たさない或いは法定期限内に補正しなかった場合、答弁していない或いは意見を提出していないとみなし、商標評審委員会の評審に影響を及ぼさない。

第23条 当事者が評審請求提出後或いは答弁後に関係証拠資料を補充する必要がある場合、請求書或いは答弁書に声明するとともに、請求書或いは答弁書の提出日から3か月以内に一括して提出しなければならない。請求書或いは答弁書に声明がない或いは期限内に提出しない場合、証拠資料の補充を放棄したものと見做す。但し、期間満了後に作成され、或いは当事者がその他の正当な理由があつて、期間満了前に提出できなかった証拠が期間満了後に提出された場合、商標評審委員会は証拠を相手方当事者に交付し、質疑検証を経てから採用することができる。当事者が法定期限内に提出した証拠資料について、相手方当事者がいる場合、商標評審委員会は当該証拠資料の副本を相手方当事者に送達しなければならない。当事者は証拠資料の副本の受領日から30日以内に質疑検証しなければならない。

第24条 当事者はその提出する証拠資料について逐一分類して番号を付け、目次リストを作成し、証拠資料の出所、証明しようとする具体的な事実について簡潔に説明するとともに、署名押印しなければならない。

商標評審委員会は当事者が提出した証拠資料を受領後、目次リストと証拠資料を照合するとともに、担当者が配達証明に署名して受領し、その提出日を明記しなければならない。

第25条 当事者名称或いは連絡先住所等の事項に変更があつた場合、速やかに商標評審委員会に通

知するとともに、必要に応じて相応の証明書類を提出しなければならない。

第 26 条 商標審査手続中に、当事者の商標が譲渡、移転された場合、譲受人或いは承継人は速やかに書面にて関係主体の地位の継承を声明し、その後の審査手続に参加するとともに、相応の審査結果に責任を持たなければならない。

書面にて声明はないが審査事件の審理に影響しない場合、商標審査委員会は譲受人或いは承継人を当事者として決定或いは裁定を下すことができる。

第三章 審理

第 27 条 商標審査委員会は、商標審査事件の審理に合議制を実施する。但し、次の各号のいずれかに該当する場合、商標審査官 1 名で単独の審査を行うことができる。

(1) 商標法第 30 条と第 31 条にいう商標の先の権利の衝突に係る事件で審査時に権利衝突が既に取除かれた場合；

(2) 取消或いは無効宣告が請求された商標が既に専用権を失っている場合；

(3) 本規則第 32 条の規定により結審しなければならない場合；

(4) その他単独で審査できる事件の場合。

第 28 条 当事者或いは利害関係人が実施条例第 7 条と本規則第 7 条の規定に基づき商標審査官の忌避請求をした場合、忌避請求を受けた審査官は商標審査委員会が忌避するか否かの決定をするまで、本事件の審査作業への参加を一時停止しなければならない。

商標審査委員会が決定、裁定を下した後に当事者或いは利害関係人から忌避請求を受領した場合、審査決定、裁定の有効性に影響は及ぼさない。但し、審査官に回避する必要がある事情が確かに存在する場合、商標審査委員会は法に基づき処理しなければならない。

第 29 条 商標審査委員会が商標審査事件を審理する場合、実施条例第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条の規定に基づき審理しなければならない。

第 30 条 登録拒絶再審査手続により商標の登録を許可する場合、原異議申立人が商標審査委員会に無効宣言の請求をした時、商標審査委員会は別の合議体を編成して審理をしなければならない。

第 31 条 商標法第 35 条第 4 項、第 45 条第 3 項及び実施条例第 11 条第(5)号の規定に基づき、先の権利の事件の審理結果を待つ必要がある時、商標審査委員会は当該審査事件の審理を暫く猶予すると決定することができる。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する場合、審査を終了し、結審する。

(1) 請求人が死亡或いは終了後に継承人がいない或いは継承人が審査権を放棄した場合；

(2) 請求人が審査請求を取下げた場合；

(3) 当事者が自ら或いは調停を経て和解協議に達し結審できる場合；

(4) 審査を終了すべきその他の情状がある場合。

商標審査委員会が結審する場合、書面にて関係当事者に通知するとともに、理由を説明しなければならない。

第 33 条 合議体が事件を審理する場合、合議の議事録を作成するとともに、合議体のメンバーは署名しなければならない。合議体のメンバーに異論がある場合、ありのままに合議の議事録に記載しなければならない。

審理を経て結審される事件について、商標審査委員会は法に基づき決定、裁定を下す。

第 34 条 商標審査委員会が下す決定、裁定には、次の各号に掲げる内容を明記しなければならない。

(1) 当事者の審査請求、紛争の事実、理由と証拠；

(2) 決定或いは裁定が認定した事実、理由と適用される法的根拠；

(3) 決定或いは裁定の結論；

(4) 当事者が選択できる後続の手続及び期限；

(5) 決定或いは裁定を下した日付。

決定、裁定には合議体メンバーが署名し、商標審査委員会の印を押す。

第 35 条 商標審査委員会が下した決定、裁定に当

事者がを不服で人民法院に起訴した場合、人民法院に訴状を提出すると同時或いは遅くとも15日以内に商標評審委員会にその訴状の副本を送付するか、或いは別途起訴情報を書面にて通知しなければならない。

商標評審委員会が下した初級査定或いは登録査定決定を除き、商標評審委員会が決定、裁定を下した日から4ヶ月以内に人民法院から応訴通知或いは当事者の訴状副本を手渡しで受け取らなかった場合、書面で起訴を通知し、その決定、裁定を執行するために商標局に移送する。

商標評審委員会は当事者から提出された訴状の副本或いは書面による提訴通知を受領した日から4ヶ月以内に人民法院から応訴通知を受領しなかった場合、関係決定、裁定を執行するために商標局に移送する。

第36条 第一審行政訴訟手続中に、商標評審決定、裁定で引用された商標が既に先行権利を失い決定、裁定の事実認定、法律適用に変化が生じた場合、原告が訴訟を取下げたことを前提に、商標評審委員会は原決定或いは裁定を撤回するとともに、新事実に基づき、改めて商標評審決定或いは裁定を下すことができる。

商標評審決定、裁定の当事者への送達後、商標評審委員会が記載ミス等の実質的でないミスを発見した場合、評審当事者に訂正通知書を発送しミスの内容を訂正することができる。

第37条 商標評審決定、裁定が人民法院の判決により取消された場合、商標評審委員会は、改めて合議体を組織し、速やかに審理するとともに、再審決定、裁定を下さなければならない。

再審手続中に、商標評審委員会は当事者が新たに提出した評審請求と法的根拠を再審範囲に入れない。当事者が補充提出した事件の審理結果に影響する証拠を採用することができ、相手方当事者がいる場合、質疑検証のために相手方当事者に送達しなければならない。

第四章 証拠規則

第38条 当事者は自ら提出した評審請求の依拠する事実、或いは相手側の評審請求への反駁の依拠する事実について、証拠を提出して証明する責任がある。

証拠には証拠書類、物証、視聴覚資料、電子データ、証人証言、鑑定意見、当事者の陳述等を含む。

当事者の事実主張を証明する証拠がない或いは足りない場合、立証責任のある当事者がその不利な結果を負うものとする。

一方当事者が他方当事者の陳述した事件事実を明確に認めた場合、他方当事者は立証する必要がない。但し、商標評審委員会が立証する必要があると認定した場合はこの限りでない。

当事者が評審の参加を代理人に委託した場合、代理人による承認は当事者による承認と見做す。但し、特別授權を受けていない代理人による事実の承認により相手側の評審請求を直接認めることにつながる場合は、この限りではない。当事者がその場に同席しながら、その代理人による承認を否定する旨の意思表示をしなかった場合は、当事者の承認と見做す。

第39条 次の各号に掲げる事実について、当事者は挙証する必要がない。

- (1) 周知の事実;
- (2) 自然の法則及び定理
- (3) 法律規定或いは既知事実と日常生活の経験則に基づき、推定できる別の事実;
- (4) 既に人民法院の法的効力が発生した裁判により確認された事実;
- (5) 既に仲裁機構の発効した裁決により確認された事実;
- (6) 既に有効な公証文書により証明された事実。

前項(1)、(3)、(4)、(5)、(6)号について、それを覆すのに足りる反対証拠がある場合は、この限りでない。

第38条 当事者は商標評審委員会に証拠書類を提出する場合、原本、正本及び副本を含む原本を提出しなければならない。原本の提出が困難である場合、相応の写し、写真、抜粋を提出することができる。関

係部門で保管されている証拠書類原本の複製、複写又は抄録を提出する場合、出所を明記し、当該部門が相違ないとの確認押印されたものを提出しなければならない。

当事者が商標審査委員会に物証を提出する場合、原物を提出しなければならない。原物の提出が困難である場合、相応の複製或いは当該物証を証明できる写真、録画等その他の証拠を提出することができる。原物の数が多く同種類の物である場合、その一部を提出することができる。

一方当事者は他方当事者が提出した証拠書類、物証の写し、写真、録画等に対し疑義があり相応の裏付け証拠がある場合、或いは商標審査委員会が必要と判断した場合、質疑を受けた当事者は関係証拠の原本或いは公証された写しを提出或いは提示しなければならない。

第 41 条 当事者が商標審査委員会に提出した証拠が中華人民共和国の国外、或いは香港、マカオ、台湾地区で形成され、相手当事者がその証拠の真実性に疑義あるうえに裏付ける相応の証拠がある場合、或いは商標審査委員会が必要と判断した場合、関連規定に従って相応の公証認証手続をしなければならない。

第 42 条 当事者が商標審査委員会に外国語の証拠書類或いは外国語の説明資料を提出する場合、中国語訳文を添付しなければならない。中国語訳文を提出しない場合、当該外国語証書は提出されなかったものと見做す。

相手当事者が訳文の具体的内容に異議がある場合、異議のある部分の中国語訳文を提出しなければならない。必要に応じて、双方当事者が認める組織に全文或いは使用する或いは異議のある部分の翻訳を委託することができる。

双方当事者が翻訳委託先に合意できない場合、商標審査委員会は専門の翻訳機構を指定し、全文或いは使用する或いは異議のある部分を翻訳することができる。翻訳委託に必要な費用は双方当事者が 50% ずつ負担する。翻訳費用の支払を拒否した場合、

相手側が提出した訳文を認めたものと見做す。

第 43 条 単一証拠の証明力の有無及び証明力の強弱について、次の各号に掲げる角度から審査して認定することができる。

- (1) 証拠は原本、原物であるか、写し、複製物と原本、原物とが一致しているか;
- (2) 証拠と本件事実とが関連しているか;
- (3) 証拠の形式、出所は法律規定を満たしているか;
- (4) 証拠の内容は真実であるか否か;
- (5) 証人或いは証拠の提出人と当事者と利害関係がないか。

第 44 条 審査官が事件の全ての証拠について、各証拠と事件事実との関連度合、各証拠間の関係等の角度から総合的に審査、判断しなければならない。相手方当事者がいる場合、交換や質疑検証を経ていない証拠を採用してはならない。

第 45 条 次の各号に掲げる証拠を単独で事件の事実認定の証拠としてはならない。

- (1) 未成年者によるもので、その年齢と知能の状況から相応しくない証言;
- (2) 一方当事者と親族関係、上下関係或いはその他の密接な関係にある証人による当該当事者に有利な証言、或いは一方当事者と不利益な関係にある証人による当該当事者に不利な証言;
- (3) 口頭審理に参加して証言しなければならないにもかかわらず正当な理由なく参加しなかった証人による証言;
- (4) 修正されたか否か判断し難い視聴覚資料;
- (5) 原本、原物と照合できない写し或いは複製;
- (6) 一方当事者或いは他人に変更された、相手方当事者が認めない証拠資料;
- (7) その他単独では事件事実認定の根拠とすることができない証拠資料。

第 46 条 一方当事者が提出した次の各号に掲げる証拠について、相手方当事者が異議を申立てるも反駁できるほどの反対証拠がない場合、商標審査委員会はその証明力を確認しなければならない。

- (1) 証拠書類原本或いは証拠書類原本と照合し相違

ない写し、写真、副本、抜粋；

(2) 物証原物或いは物証原物と照合し相違ない複製、写真、録画資料等；

(3) その他の証拠により裏付けられたうえに合法的な手段で取得され、疑問点のない視聴覚資料、或いは視聴覚資料と照合し相違ない複製物。

第 47 条 一方当事者が鑑定部門に委託して出された鑑定結果について、相手方当事者が反駁できるほどの反対証拠と理由がない場合、その証明力を確認することができる。

第 48 条 一方当事者が提出した証拠について、相手方当事者が認めた或いは提出した反対証拠が反駁できるほどのものでない場合、商標評審委員会はその証明力を確認することができる。

一方当事者が提出した証拠について、相手方当事者が異議あり反駁証拠を提出した後、相手方当事者が反駁証拠を認めた場合、反駁証拠の証明力を確認することができる。

第 49 条 当事者双方が同一事実についてそれぞれ相反する証拠を提出したが、相手方証拠を否定できるほどでない場合、商標評審委員会は事件の状況を踏まえて、一方の提出した証拠の証明力が明らかに他方の提出した証拠の証明力より大きいかどうかを判断し、証明力が大きい証拠を確認しなければならない。

証拠の証明力を判断できないために紛争事実の認定が困難な場合、商標評審委員会は立証責任分担原則に基づき判断を下さなければならない。

第 50 条 評審手続中に、当事者の請求書、答弁書、陳述及びその委託代理人の代理人意見の中で認めた自らに不利な事実と認めた証拠について、商標評審委員会はそれを確認しなければならない。但し、当事者が翻意したうえにそれを覆せるだけの反対証拠を持っている場合はこの限りでない。

第 51 条 商標評審委員会は同一事実に対する複数の証拠の証明力について、次の各号に掲げる原則に基づいて認定することができる。

(1) 国家機関及びその他の職能部門が職権により作

成した公文書は他の証拠書類に優先する；

(2) 鑑定結果、包袋資料及び公証或いは登記済みの証拠書類はその他の証拠書類、視聴覚資料、証人証言に優先する；

(3) 原本、原物は写し、複製に優先する；

(4) 法定鑑定部門の鑑定結果はその他の鑑定部門の鑑定結果に優先する；

(5) 原本証拠は伝聞証拠に優先する；

(6) 第三者による証言は当事者と親族関係或いはその他の密接な関係にある証人による当該当事者に有利な証言に優先する；

(7) 口頭審理に参加して証言した証人の証言は口頭審理に参加しなかった証人の証言に優先する；

(8) 複数の種類が異なり、内容が一致する証拠は単独の証拠に優先する。

第五章 期間、送達

第 52 条 期間には法定期間と商標評審委員会の指定期間が含まれる。期間は実施条例第 12 条の規定に基づき計算しなければならない。

第 53 条 当事者が商標評審委員会に提出した文書或いは資料の提出日は、直接手渡しの場合、手渡日を提出日とする。郵送の場合、差出消印日を提出日とする。消印日が不鮮明或いは消印が無い場合、商標評審委員会の実際の受領日を提出日とする。但し、当事者が実際の消印日の証拠を提出できる場合はこの限りではない。郵便局以外の速達企業を通じて提出した場合、速達企業の引受日に準じる。引受日が不明確な場合、商標評審委員会の実際の受領日に準じるが、但し、当事者が実際の引受日の証拠を提出できる場合はこの限りではない。電子文書方式で提出した場合、商標評審委員会の電子システムに入った日を提出日とする。

当事者が商標評審委員会に文書を郵送する場合、引受証明が提供され、受取人による受領署名を要求する「給拠郵便」を利用しなければならない。

当事者が商標評審委員会に文書を提出する場合、文書中に商標出願番号或いは登録番号、出願人名称を明記しなければならない。提出した文書の内容

は、書面の方法で提出した場合は商標審査委員会の保存ファイルの記録に準ずる。電子文書方法で提出した場合は商標審査委員会のデータベースへの記録に準ずるが、但し、当事者は商標審査委員会のファイル、データベースの記録が間違っていることを証明する証拠がある場合はこの限りではない。

第54条 商標審査委員会の各種書類について、郵送、直接手渡、電子文書或いはその他の方式により当事者に送達することができる。電子文書方式で当事者に送達する場合は、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理組織に委託した場合、商標代理組織に書類送達を当事者に送達したものと見做す。

商標審査委員会が当事者に各種書類を送達する送達日について、郵送は当事者の受領した消印日に準じる。消印日が不鮮明或いは消印がない場合は、文書の発送日から満15日で当事者に送達されたと見做すが、当事者が実際の受領日を証明できる場合はこの限りではない。直接手渡した場合、手渡し日に準じる。電子文書方法で送達された場合は、文書の発送日より満15日で当事者に送達されたと見做す。書類が上記方式により送達されない場合、公告の方法で当事者に送達することができ、公告日より満30日で当事者に送達されたと見做す。

商標審査委員会の当事者へ郵送送達文書が戻った場合は公告送達する。後続文書も公告送達方式を採用するが、当事者が公告送達後、連絡住所を明確に告知した場合はこの限りではない。

第55条 商標実施条例第5条第3項の規定により、商標審査事件の被申立人或いは原異議申立人が中国に恒久的住所或いは営業所を持たない外国人或いは外国企業の場合、当該審査登録申請書中に商標審査手続き関連法律文書を受領する国内の請負受領人を明記しなければならない。商標審査委員会は関連法律文書を当該国内受領人に送達することで、当事者に送達したものと見做す。

前項の規定に照らして国内の請負受領人を特定できない場合、商標局における原審査中の商標代理

機構、或いは最後に当該商標の関連事項を申請した商標代理機構が商標審査手続きにおける関連法律文書を署名して受取り、伝達する義務を負うものとし、商標審査委員会は関連法律文書を当該商標代理機構に送達する。商標代理機構が、関連法律文書が送達される前に既に国外当事者との商標代理関係を解除した場合は、書面の方法で商標審査委員会に関連の事情を説明し、文書を受け取った日より10日以内に関連法律文書を商標審査委員会に返却し、商標審査委員会が別途送達しなければならない。マドリッド国際登録商標で国際事務局が転送する関連書類について、相応の送達証拠を提出しなければならない。提出されていない場合、書面にて原因を説明し、国際事務局の文書発送日から満15日で送達されたと見做す。

上記の方法により送達できない場合、公告により送達する。

第六章 附則

第56条 商標審査業務に携わる国家機関の職員が職責を軽んじ、職権を乱用し、私情にとらわれて不正を働き、不法に商標審査事項の手続きを行い、当事者から財物を受け取り、不正利得をむさぼった場合、法に基づき処罰を与える。

第57条 当事者が商標局による商標登録出願拒絶査定を不服として2014年5月1日以前に商標審査委員会に再審査を請求し、商標審査委員会が2014年5月1日以降(5月1日を含む、以下同じ)に再審査理する事件について、改正後の商標法を適用する。当事者が商標局による異議裁定を不服として2014年5月1日以前に商標審査委員会に再審査を請求し、商標審査委員会が2014年5月1日以降に審査理する事件について、当事者の異議及び再審査請求の主体資格は改正前の商標法を適用し、その他の手続上の事項及び実体的事項は改正後の商標法を適用する。

既に登録された商標について、当事者が2014年5月1日以前に商標審査委員会に争議及び再審査取消請求を請求し、商標審査委員会は2014年5月1日以

降に審理する事件について、関連手続上の事項は改正後の商標法を適用し、実体的事項は改正前の商標法を適用する。

当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に申請した商標評審事件について、2014年5月1日よりその審理期間を起算する。

第58条 商標評審手続の書式について、商標評審委員会が制定し、公布する。

第59条 本規則の解釈は国家工商行政管理総局が行う。

第60条 本規則は2014年6月1日より施行する。